

決 裁	会 長	事 務 局	

別紙 2

建管第220号

令和2年(2020年)5月15日



建設業者団体の長 様

北海道建設部長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策につきましては、これまでも手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、接触機会の低減や往来の自粛等をお願いしているところであり、北海道の感染状況は一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、引き続き、北海道は「特定警戒都道府県」に指定されています。

特に札幌では、いまだに新規感染者の発生が続いており、感染を抑え込むためには、まさに今が正念場の状況となっております。

これを受け、道では、本日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置」を改訂し、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに感染を予防する「新しい生活様式」の実践に取り組んでいくことといたしました。

また、北海道知事、札幌市長、北海道市長会長及び北海道町村会長においては、感染症の早期収束に向けて、5月16(土)、17日(日)の行動自粛について「緊急メッセージ」を発表しております。

つきましては、これらの趣旨を踏まえ、貴団体の建設業者に対し、これらの取組について周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますので、申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、道庁の「新型コロナウイルス感染症に関するホームページ」を御参照ください。

記

- 道庁建設部建設管理課のホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>
- 道庁の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>

(建設政策局建設管理課建設係)